

第百九十六回国
参議院環境委員会會議録第八号

平成三十年五月二十四日(木曜日)

午前十時開会

委員長の異動

五月九日柘植芳文君委員長辞任につき、その補欠として斎藤嘉隆君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

三月二十九日

辞任

青山 繁晴君

補欠選任

関口 昌一君

三月三十日

辞任

宮本 周司君

補欠選任

世耕 弘成君

石井 苗子君

片山 大介君

四月四日

辞任

渡辺美知太郎君

補欠選任

西田 昌司君

四月五日

辞任

二之湯武史君

補欠選任

渡辺美知太郎君

磯崎 哲史君

小林 正夫君

四月六日

辞任

西田 昌司君

補欠選任

二之湯武史君

小林 正夫君

磯崎 哲史君

四月九日

辞任

森 まさこ君

補欠選任

平野 達男君

四月十日

辞任

平野 達男君

補欠選任

森 まさこ君

四月十一日

辞任

補欠選任

四月十二日

辞任

磯崎 哲史君

山口那津男君

片山 大介君

補欠選任

杉尾 秀哉君

東 徹君

河野 義博君

四月十三日

辞任

東 徹君

補欠選任

片山 大介君

四月十八日

辞任

森 まさこ君

補欠選任

鶴保 庸介君

四月十九日

辞任

鶴保 庸介君

補欠選任

森 まさこ君

渡辺美知太郎君

平野 達男君

四月二十日

辞任

平野 達男君

補欠選任

渡辺美知太郎君

五月八日

辞任

杉尾 秀哉君

補欠選任

真山 勇一君

五月九日

辞任

柘植 芳文君

補欠選任

高野光二郎君

五月十四日

辞任

渡辺美知太郎君

補欠選任

吉田 博美君

五月十五日

辞任

高野光二郎君

補欠選任

野上浩太郎君

五月十六日

大島九州男君

柳田 稔君

委員

理事

出席者は左のとおり。

委員

理事

出席者は左のとおり。

委員

理事

出席者は左のとおり。

委員

理事

出席者は左のとおり。

委員

高野光二郎君
二之湯武史君
渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君
河野 義博君
浜田 昌良君
柳田 稔君
芝 博一君
市田 忠義君
武田 良介君
中川 雅治君
とかしきなおみ君
笹川 博義君
星 明君

本日、の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○気候変動適応法案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件
○委員長(斎藤嘉隆君) ただいまから環境委員会を開会いたします。
議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。
去る九日の本会議におきまして環境委員長に御選任をいただきました斎藤嘉隆であります。
公正中立を旨とし、円満な委員会の運営に努めたいと思っておりますので、どうぞ委員各位の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

猫十三匹に熱湯を繰り返し掛けたり、バーナーで焼くなどして虐殺し、動物愛護管理法違反罪に問われた元税理士の裁判で、東京地裁は二〇一七年十二月、懲役一年十月、執行猶予四年の判決を言い渡した。また、二〇一七年六月にネット上を騒がせた子猫虐殺動画事件では、更に軽微な犯罪として略式起訴で罰金二十万円が下された。このような大変残酷かつ常習的な犯行であるにもかかわらず、対象が動物であるため、また、司法の中で軽く扱われているため、罰金か執行猶予で実刑に至らないことに強い憤りを感じるとともに、現在の動物愛護管理法の法定刑では実刑の壁が厚いことを再認識した。警察庁は、動物虐待について深刻な犯罪であると認識しているが、法定刑がより厳しい他の生活経済事犯の取締りに人員を取られるため動物愛護管理法事案にまで手が回らない。だからこそ、まず、動物愛護管理法の罰則を厳格化し、そして、動物愛護行政の部署に動物愛護管理法に精通した警察関係者を派遣若しくは警察内に動物遺棄虐待事件に精通する部署を創設し、動物虐待事案を専門に取り扱う機関「アニマルポリス」を設置することが急務である。そうすることで現場の取締りを着実に行うことができ、また、取締りが行われることにより犯罪抑止にもつながる。

一、動物愛護管理法を厳罰化すること。
1 動物を殺傷した場合、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金を五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に引き上げること。
2 動物を遺棄・虐待した場合、百万円以下の罰金を三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に引き上げること。
二、警察と連携した動物虐待事案を専門に取り扱う機関「アニマルポリス」を設置すること。

第一二三五号 平成三十年四月五日受理
動物虐待事犯を厳正に処罰するために法の厳罰化

とアニマルポリスの設置を求めることに関する請願

請願者 大阪府豊中市 丸真岐子 外五百七十一名
紹介議員 長谷川 岳君
この請願の趣旨は、第一二三四号と同じである。

第一二三六号 平成三十年四月五日受理
動物虐待事犯を厳正に処罰するために法の厳罰化とアニマルポリスの設置を求めることに関する請願

請願者 京都市 松山禎秀 外五百八十名
紹介議員 佐々木さやか君
この請願の趣旨は、第一二三四号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、動物愛護法の改正に関する請願(第一三八六号)

第一三八六号 平成三十年四月二十七日受理
動物愛護法の改正に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町 亀倉弘美 外二千名
紹介議員 牧山ひろえ君
この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、気候変動適応法案

気候変動適応法案
気候変動適応法
目次

第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 気候変動適応計画(第七条―第十条)
第三章 気候変動適応の推進(第十一条―第十五条)
第四章 補則(第十六条―第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。)その他の気候の変動(以下「気候変動」という。)に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他の生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

(国の責務)

第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応(以下「気候変動等」という。)に関する科学的知見の充実及びその効果的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者 国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「事業者等」という。)の気候変動適応及び気候変動適応に資

する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 気候変動適応計画

(気候変動適応計画の策定)

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画(以下「気候変動適応計画」という。)を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 気候変動適応に関する施策の基本的方向
- 三 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項
- 四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項
- 五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発

法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)
が果たすべき役割に関する事項

六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策
の促進に関する事項

七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適
応に資する事業活動の促進に関する事項

八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国
際協力の推進に関する事項

九 気候変動適応に関する施策の推進に当た
る関係行政機関相互の連携協力の確保に関
する事項

十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適
応に関する重要事項

三 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成
し、閣議の決定を求めなければならない。

四 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し
ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関
の長と協議しなければならない。

五 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定
があつたときは、遅滞なく、気候変動適応計画
を公表しなければならない。

(気候変動適応計画の変更)

第八条 政府は、最新の第十条第一項に規定する
気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘
案して、気候変動適応計画について検討を加
え、必要があると認めるときは、速やかに、こ
れを変更しなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変
動適応計画の変更について準用する。

(評価手法等の開発)

第九条 政府は、前条第一項の規定による検討に
資するため、気候変動適応計画の実施による気
候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、
及び評価する手法を開発するよう努めるものと
する。

(気候変動影響の評価)

第十条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野に
おける気候変動影響の観測、監視、予測及び評
価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむ

ね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴い
て、気候変動影響の総合的な評価についての報
告書を作成し、これを公表しなければならない。
ただし、科学的知見の充実その他の事情に
より必要があると認めるときは、その期間を経
過しない時においても、これを行うことができる。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、環
境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係
行政機関の長と協議しなければならない。

第三章 気候変動適応の推進

(研究所による気候変動適応の推進に関する業
務)

第十一条 研究所は、気候変動適応計画に従つ
て、次の業務を行う。

一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情
報の収集、整理、分析及び提供

二 都道府県又は市町村に対する次条に規定す
る地域気候変動適応計画の策定又は推進に係
る技術的助言その他の技術的援助

三 第十三条第一項に規定する地域気候変動適
応センターに対する技術的助言その他の技術
的援助

四 前三号の業務に附帯する業務

2 研究所は、国民一人一人が日常生活において
得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意
するとともに、気候変動等に関する調査研究又
は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人
(独立行政法人通則法平成十一年法律第百三
号)第二条第一項に規定する独立行政法人をい
う。(第十四条第二項において「調査研究等機
関」という。)と連携するよう努めるものとす
る。

3 環境大臣は、研究所に対し、第一項各号に掲
げる業務に関し必要な助言を行うことができ
る。

(地域気候変動適応計画)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域にお
ける自然的経済的社会的状況に応じた気候変動
適応に関する施策の推進を図るため、単独で又
は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域
気候変動適応計画(その区域における自然的経
済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する
計画をいう。)を策定するよう努めるものとす
る。

適応に関する施策の推進を図るため、単独で又
は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域
気候変動適応計画(その区域における自然的経
済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する
計画をいう。)を策定するよう努めるものとす
る。

(地域気候変動適応センター)

第十三条 都道府県及び市町村は、その区域にお
ける気候変動適応を推進するため、気候変動影
響及び気候変動適応に関する情報の収集、整
理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点
(次項及び次条第一項において「地域気候変動
適応センター」という。)としての機能を担う体制
を、単独で又は共同して、確保するよう努める
ものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間
で、収集した情報並びにこれを整理及び分析し
た結果の共有を図るものとする。

(気候変動適応広域協議会)

第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機
関、都道府県、市町村、地域気候変動適応セン
ター、事業者等その他の気候変動適応に関係を
有する者は、広域的な連携による気候変動適
応に関し必要な協議を行うため、気候変動適
応広域協議会(以下この条において「協議会」とい
う。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究
所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、
意見の開陳、これらの説明その他の協力を求め
ることができる。

3 協議会において協議が調った事項について
は、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重
しなければならない。

4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処
理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に
関し必要な事項は、協議会が定める。

(関連する施策との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適
応に関する施策の推進に当たっては、防災に関す
る施策、農林水産業の振興に関する施策、生物
の多様性の保全に関する施策その他の関連する
施策との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 補則

(観測等の推進)

第十六条 国は、科学的知見に基づき気候変動
適応を推進するため、気候変動及び多様な分野
における気候変動影響の観測、監視、予測及び評
価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適
応に関する技術開発を推進するよう努めるもの
とする。

(事業者及び国民の理解の増進)

第十七条 国は、広報活動、啓発活動その他の気
候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の
関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努
めるものとする。

(国際協力の推進)

第十八条 国は、気候変動等に関する情報の国際
間における共有体制を整備するとともに、開発
途上地域に対する気候変動適応に関する技術協
力その他の国際協力を推進するよう努めるもの
とする。

(国の援助)

第十九条 国は、地方公共団体の気候変動適
応に関する施策並びに事業者等の気候変動適
応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るた
め、情報の提供その他の援助を行うよう努める
ものとする。

(関係行政機関等の協力)

第二十条 環境大臣は、この法律の目的を達成す
るため必要があると認めるときは、関係行政機
関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供、
意見の開陳その他の協力を求めることができ
る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第七条の規定の例により、気候変動適応計画を定めることができる。この場合において、環境大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた気候変動適応計画は、この法律の施行の日において第七条の規定により定められたものとみなす。

3 環境大臣は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表することができる。

4 前項の規定により作成された報告書は、この法律の施行の日において第十条の規定により作成されたものとみなす。

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)」を、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)及び気候変動適応法(平成三十年法律第 号)」に改める。

(国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正)

第四条 国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

2 研究所は、前項の業務のほか、気候変動適応法(平成三十年法律第 号)第十一条第一項に規定する業務を行う。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成三十年五月三十日印刷

平成三十年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C